

告示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、富士見市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成三十年五月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
富士見市立水谷第八集会所	埼玉県富士見市東みずほ台二丁目十九番地九	富士見市長	七十人